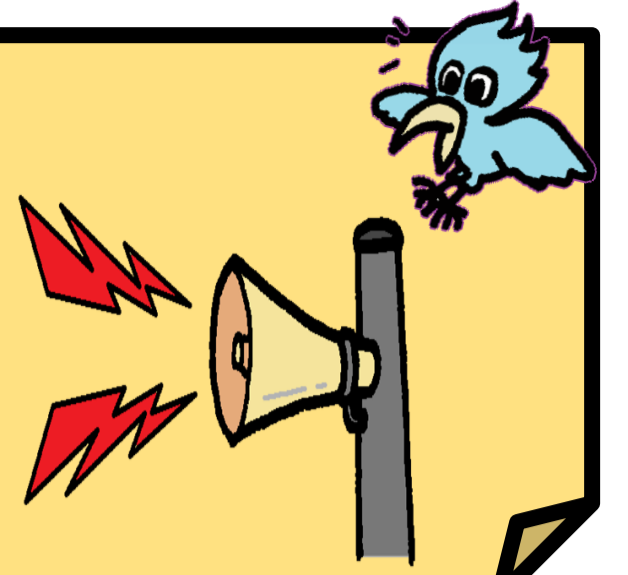


ホットな

# 消費者ニュース

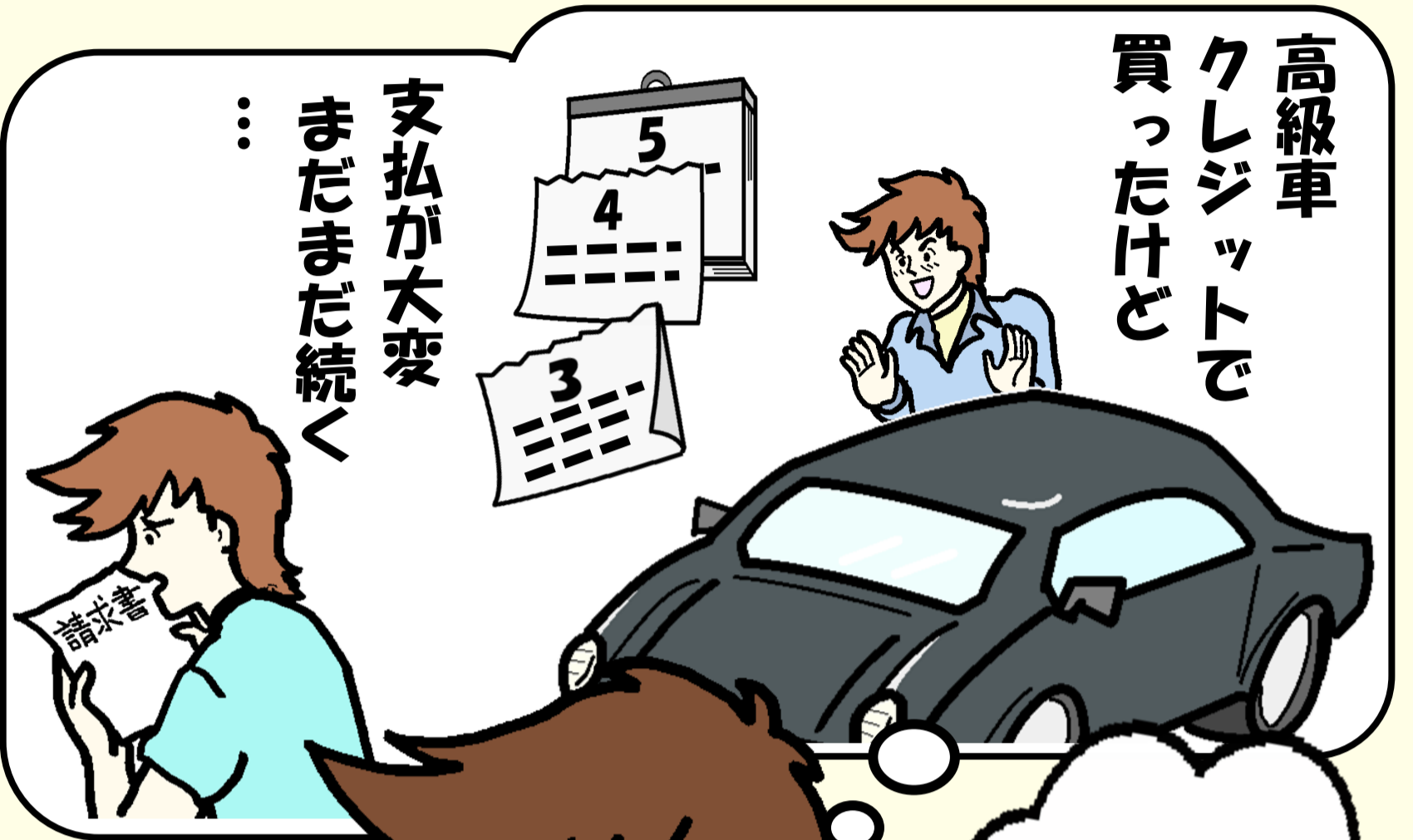
～消費者被害にあわないための最新情報をお届けします！～

VOL. 47



## クレジット契約の落とし穴にご注意！！の巻

高級車  
クレジットで  
買ったけど



支払が大変  
まだまだ続く  
：

そうだった  
いいんだ  
♪

ちょっと待った！  
その車はまだ、あなたのものではありません！



クレジットに  
名前だけ  
貸して  
もらえませんか  
もちろん  
支払はこっちで  
します。

今月の売上実績に  
協力して  
もらえませんか  
絶対に迷惑は  
かけませんから  
お願いしますよ



ちょっと待った！  
名義貸しは  
あなたの責任になります！



◎クレジットで商品を買った場合、支払いが完了するまで商品の所有権はクレジット会社にあります。**商品を勝手に処分することはできません。**

◎「名義貸し」はクレジット会社をだます行為になります。

**絶対に名前を貸してはいけません！！**

イラスト:鈴木 薫

**※おかしいと思ったら、すぐ消費生活センターに連絡しましょう！**

●和歌山県消費生活センター

和歌山市手平2丁目1-2 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛8F  
電話：073-433-1551 FAX：073-433-3904

(平日) 9:00~17:00 (土・日) 10:00~16:00 (電話相談のみ) (祝日・年末年始を除く)

●専門相談員による消費者相談 第2・4水曜日13~16時

●くらしの窓口(紀の川くらしのネットワーク) 毎週水曜日13~15時

場所：紀の川市役所南別館2階 電話：0736-79-3919

●紀の川市役所 農林商工部 商工観光課

紀の川市西大井338番地  
電話：0736-77-2511 FAX：0736-79-3928

(平日) 8:45~17:30

